

勤労者ニュース No. 67

編集・発行 豊中市市民協働部 くらし支援課

〒560-0022 豊中市北桜塚 2-2-1 (生活情報センターくらしかん内)

TEL 06-6858-6862 FAX 06-6858-5095 E-Mail shigoto@city.toyonaka.osaka.jp

豊中市では、雇用や労働に関する動向や、勤労者の福祉に関する情報をさまざまな形で発信しています。この勤労者ニュースでは、雇用労働情報をまとめて事業所の皆さんにお届けしています。

<目次>

65歳までの雇用確保が完全義務化されます / 豊中市働き方アドバイザー派遣について 1

フリーランス・事業者間取引適正化等法が施行されます 2

育児介護休業法改正のご案内 / 豊中しごと・くらしセンター発行メールマガジンのご案内 . . . 3

大阪府の最低賃金が1,114円に改定されました / 豊中市中小企業勤労者互助会について 4



令和7年(2025年)4月より

「65歳までの雇用確保」が完全に義務化されます。

「高齢者等の雇用の安定等に関する法律（高齢者雇用安定法）」の経過措置が終了し、「65歳までの雇用確保」が完全に義務化されます。このことにより、事業主は下記のいずれかの措置を講じる必要があります。

- (A) 定年制の廃止
- (B) 65歳までの定年の引き上げ
- (C) 希望者全員の65歳までの継続雇用制度の導入

● 詳細は厚生労働省
● ホームページより
● ご確認をお願いします。



働き方改革、労働環境の整備、助成金など . . .

「豊中市働き方アドバイザー」に相談できます！

「働き方アドバイザー派遣制度」とは

社会保険労務士などの専門家が事業所を訪問し、労働や労務に関するご相談を受けることができます。無料で最大5回までご利用いただけます。助成金に詳しい専門家もいますので、ぜひご活用ください。

◆問い合わせ先◆

豊中市 市民協働部 くらし支援課
〒560-0022 豊中市北桜塚 2-2-1
生活情報センターくらしかん
TEL：06-6858-6862

申込方法など
詳しくは
コチラから！



「フリーランス・事業者間取引適正化等法」が令和6年(2024年)11月1日に施行されます。

法律の目的

この法律は、フリーランスの方が安心して働ける環境を整備するため、
①フリーランスの方と企業などの発注事業者の間の取引の適正化と
②フリーランスの方の就業環境の整備を図ることを目的としています。

法律の適用対象

発注事業者からフリーランスへの「業務委託」(事業者間取引)

- フリーランス
業務委託の相手方である事業者で、従業員を使用しないもの
- 発注業者
フリーランスに業務委託する事業者で、従業員を使用するもの



法律の内容

- ① 書面等による取引条件の明示
- ② 報酬支払期日の設定
・ 期日内の支払
- ③ 禁止行為
- ④ 募集情報の的確表示
- ⑤ 育児介護等と業務の両立に対する配慮
- ⑥ ハラスメント対策に係る体制整備
- ⑦ 中途解除等の事前予告
・ 理由開示

発注事業者が満たす要件に応じてフリーランスに対しての①～⑦の義務の内容が異なります。詳細は右記の二次元コードからご確認ください。



厚生労働省
ホームページ

「フリーランス・トラブル110番」(厚生労働省委託事業)のご案内

フリーランス、個人事業主などで契約・お仕事上のトラブルにお悩みの方へ「フリーランス・トラブル110番」は相談から解決まで、弁護士がワンストップでサポートします。相談は無料。匿名でもOKですので、まずはお気軽にご相談ください。

詳細は右記の二次元コードからご確認ください。

お問合せ先：フリーランス・トラブル110番 TEL:0120-532-110



育児・介護休業法改正のご案内

育児・介護休業法が改正されました（公布日：令和6年（2024年）5月31日）。

令和7年（2025年）4月1日より段階的に施行されます。以下が改正内容の主なポイントです。

改正のポイント

① 柔軟な働き方を実現するための措置等の義務化

- 3歳以上、小学校就学前の子を養育する労働者に関する柔軟な働き方を実現するための措置
- 事業主が選択した措置について、労働者に対する個別の周知・意向確認の措置

② 所定外労働の制限（残業免除）の対象が拡大

小学校就学前の子を養育する労働者が請求可能になります。

③ 育児のためのテレワークの導入が努力義務化

3歳に満たない子を養育する労働者がテレワークを選択できるように措置を講ずることが、事業主に努力義務化されます。

④ 子の看護休暇の見直し

【対象となる子の範囲】

- 小学校3年生修了までに延長

【取得事由】詳細は省令を確認してください

- 感染症に伴う学級閉鎖等
- 入園（入学）式、卒園式を追加・・・等

⑤ 仕事と育児の両立に関する個別の意見聴取・配慮の義務化

意向聴取の方法は、省令により、面談や書面の交付等とする予定です。

⑥ 育児休業取得状況の公表義務が300人超の企業に拡大

公表内容は、公表を行う日の属する事業年度の直前の事業年度（公表前事業年度）における

①育児休業等の取得割合または②育児休業等と育児目的休暇の取得割合のいずれかの割合です。

⑦ 介護離職防止のための個別の周知・意向確認、雇用環境整備等の措置の義務化

- 介護に直面した旨の申出をした労働者に対する個別の周知・意向確認の措置

- 介護に直面する前の早い段階（40歳等）での両立支援制度等に関する情報提供

- 仕事と介護の両立支援制度を利用しやすい雇用環境の整備

- 要介護状態の対象家族を介護する労働者がテレワークを選択できるよう事業主に努力義務

- 介護休暇について、引き続き雇用された期間が6か月未満の労働者を労使協定に基づき除外する仕組みを廃止



詳しくは厚生労働省のホームページよりご確認ください

豊中しごと・暮らしセンター発行

メールマガジン登録のご案内

豊中しごと・暮らしセンターでは、定期的開催される企業向けセミナーや合同面接会等のイベント情報、労働関係の制度変更等のお知らせなど、企業向けの情報を月1回程度、メールマガジンで配信しています。

この機会に是非、右記の二次元コードでご登録ください。メールや電話での申込も可能です。

お問合せ：豊中しごと・暮らしセンター

TEL：06-6398-7468 E-Mail：shigoto@city.toyonaka.osaka.jp

登録は
コチラから



大阪府内の最低賃金が改定されました!

大阪府最低賃金

1,114円

令和6年(2024年)10月1日

■最低賃金は、大阪府内の事業所で働く **すべての労働者に適用** されます■

●最低賃金には「地域別最低賃金」と「特定最低賃金」の2種類があり、両方の最低賃金が同時に適用される場合には、いずれか高い方の最低賃金が適用されます。ただし、次の方は「特定最低賃金」の適用を除外され、「地域別最低賃金」が適用されます。(注)

1. 18歳未満または65歳以上の方
 2. 雇入れ後3か月未満の技能習得中の方
 3. 清掃または片付けの業務に主として従事する方
- (注) 特定最低賃金の適用除外について、業種によっては上記の他にも除外対象があります。詳しくは大阪労働局ホームページ「大阪府の最低賃金のお知らせ」ページをご確認ください。

●最低賃金に次の賃金は含みません。

1. 精皆勤手当、通勤手当、家族手当
2. 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(ボーナスなど)
3. 臨時に支払われる賃金(結婚手当など)
4. 時間外・休日労働及び深夜労働に対する賃金

●最低賃金法の違反については罰則があります。

●生産性向上のための設備投資などを行い、事業場内最低賃金を一定額以上引き上げた場合その設備投資などにかかった費用の一部の助成を受けることができる制度(業務改善助成金制度)があります。また、有期雇用労働者等非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため賃金引上げ等の処遇改善の取組を実施した場合に助成を受けることのできるキャリアアップ助成金制度もあります。

【お問合せ】

大阪労働局 労働基準部 賃金課 TEL-06-6949-6502 または、最寄りの労働基準監督署へお問い合わせください。

豊中市中小企業勤労者互助会 入会のご案内

月々500円の会費で従業員に充実した福利厚生サービスを提供できます

慶弔時の給付金や観劇・レジャー施設等チケットの割引価格での購入、人間ドックやインフルエンザ等予防接種の補助が利用可能です。また、大阪府内の共済会・互助会の割引提携施設を協同化し、より多くの提携施設を利用できる「おおきに Net」、日本全国の2万を超える割引協定契約施設を利用できる「全福センター」にも加入しており、どちらのサービスも利用できます。

入会できる事業所

豊中市内に主たる事業所があり、従業員300人以下の企業等(従業員1人から加入できますが、事業主のみの加入はできません)

掛金

会費は会員1人につき月額500円
(入会時のみ入会金が1人600円必要です)

メリット

- ・掛金が安い!
- ・会長が豊中市長で市が運営をサポートしており、安心
- ・従業員の健康管理に!
- ・掛金は税法上、損金又は必要経費として処理可能
- ・自社だけでは難しい慶弔時の給付に!
- ・福利厚生を充実させ、人材確保・定着に!

【お問合せ】 豊中市中小企業勤労者互助会事務局(くらし支援課内)
豊中市北桜塚2丁目2番1号(豊中市立生活情報センターくらしかん内)
TEL:06-6858-6862 FAX:06-6858-5095